

令和6年度 第2回 岸和田市人権尊重のまちづくり審議会 会議録

内容承認	承認		
公開・非公開の別	公開	議事録の形式	要点記録
会議名	令和6年度 第2回 岸和田市人権尊重のまちづくり審議会		
日時	令和7年2月7日（金）午後2時～4時		
場所	岸和田市立 男女共同参画センター 講座室2		
出席委員	石元会長、中川副会長、富田委員、泉田委員、葛迫委員、宮前委員、清遠委員、柿本委員、三宅委員 (以上 9名出席、5名欠席)		
事務局	生嶋市民環境部長、今橋人権・男女共同参画課長、 達人権推進担当長、吉本、岡本		
関係者	松本人権教育課長		
傍聴人数	なし		
次第	<p>(1)「岸和田市人権施策推進プラン」実績報告について</p> <p>【報告】</p> <p>①人権施策推進プランの年間スケジュール</p> <p>②令和6年度実績報告</p> <p>【議事】</p> <p>①令和7年度重点施策について</p>		
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次第 ・ 人権施策推進プラン 年間スケジュール …資料1 ・ 令和6年度 岸和田市人権施策推進プラン 実績報告書 …資料2-1 ・ 令和6年度 岸和田市人権施策推進プラン 実績報告書【評価一覧】 …資料2-2 ・ 岸和田市人権施策推進プラン 令和7年度重点施策について（案）…資料3 ・ 岸和田市人権尊重のまちづくり条例 …参考資料1 ・ 岸和田市人権施策推進本部設置規定 …参考資料2 ・ 個別の実施計画について …参考資料3 ・ 令和6年度重点施策 …補足資料 		

会長

本日の案件ですが、令和6年度岸和田市人権施策推進プラン実績報告について説明を受けた後、次年度の重点施策案を審議したいと思います。

次第に沿って、進めていきたいと考えております。

それでは、事務局から議事の①人権施策推進プランの年間スケジュールについて、説明をお願いいたします。

事務局

(①人権施策推進プランの年間スケジュール(資料1)についての説明)

会長

ただいま①人権施策推進プランの年間スケジュールについて説明がございました。

例年との違いとして、来年度は人権問題に関する市民意識調査を実施するため、資料1では審議会について令和7年度は5月開催の記載しかありませんが、開催回数が増えるということでした。

今の事務局からの説明に関して何かご質問はございますか。

委員

確認したいことがあります。

市民に対する意識調査をするということですが、調査の内容についてはこの審議会で審議するのでしょうか。

審議会委員から、調査にこれを含めて欲しいといった意見を出す場があるのか、教えてください。

事務局

令和7年度に実施します意識調査について、どのように進めるかご説明します。

令和7年度の意識調査では、令和2年度に実施しました意識調査をベースにして実施し、5年間で、市民の人権意識がどのように変化しているかを調査します。

意識調査の調査票につきましては、事務局で調査票案を作成し、本審議会、委員の皆様にご意見をいただきたいと考えています。

その際にこういった質問項目を入れたらどうだろうかというような、ご意見をいただきましたら、意識調査の調査票に反映させていただきたいと考えております。

委員

わかりました。

調査の中に含めていただきたいことが1つあります。

昨年、裁判で旧優生保護法は憲法違反であるという判決が出ました。

これは、この法律が戦後ずっと続いてきた障害者に対する権利侵害であるという判決でした。

調査票に必ずこの内容に関する質問を入れてもらいたい、どう質問するかは難しいかもしれませんが、必ず入れていただきたいと思っています。

会長

今後の審議会で調査票の内容について審議をしますので、その際にまたご意見いただければ、それに沿った形で調査票の内容を考えていくということになるかと思います。

その際、よろしく願いいたします。

他にいかがでしょうか。

なければ次の②令和6年度実績報告について、事務局から説明をして下さい。

事務局

(②令和6年度実績報告について(資料2-1、補足資料)についての説明)

会長

ここまでのところで、ご質問等はございますか。

委員

課題の説明で研修会等への若い人の参加が少ないとありましたが、若い人というのは具体的に何歳ぐらいの人を指していますか。

事務局

具体的に何歳以下との基準を設けているわけではございませんが、ある研修会でアンケートにおいて参加者の年齢層を伺った際の結果を紹介させていただきます。60代以上が70%、40代から50代が20%。40代未満が10%で参加人数は数名でした。

他の研修会等においても、同様の傾向にあるのが現状です。

委員

若年層の参加者が少ないという話は、以前から課題に挙がっていて、先ほど事務局からの説明で、手だてとして、音楽にまつわるテーマを取り上げるとか、研修会を土日にするなど曜日を工夫したと話が出ましたが、あまり効果がなかったということだったのですね。

そこで、5年前に行われた市民意識調査において、この若年層といわれる年齢層での、人権に対する意識がどのような結果だったのか、確認したいと思います。

また、学校教育において、人権というものが、他人事ではなく、自分自身のことであるといった学習がどれほど積み重ねられているか、その実態についてもお話を聞きたいと思っております。

事務局

前回の意識調査の結果についてですが、若年層の回答につきましては、他の年齢層と比較した場合、人権課題によっては、高い人権意識が確認できる一方、人権課題の当事者の権利を軽視するような回答が多くなっていました。

次に、学校教育についてですが、年度初めに、幼稚園、小学校、中学校、産業高校から人権教育推進計画というものをご提出いただいております。

それぞれの人権課題について、例えば、男女共生教育、同和問題などどのような取り組みをするか発達段階に応じて、人権教育を進めています。

子ども達の取り組みとしましては、例えば、車椅子についての学習であったり、アイマスクの体験学習であったり、それから要約筆記などの学びであったり、性的マイノリティなどの当事者の方から講話を聞くといった、いろんな体験を通じて人権教育の課題に子どもたちは取り組んでおります。

会長

意識調査について調査結果の分析を担当しましたので、私から補足しますと、若年層の意識ですが、例えば性別役割分業に対しては、伝統的な見方から自由で、非常に高い意識を持っていたり、或いは性的マイノリティに関しては忌避意識も低くて、理解も高いという傾向がはっきりと見えますが、その一方で、例えば「いじめはいじめられる子どもにも問題がある」といった意見に対してどう思うのかと聞くと、そう思うと回答した割合が、若年層で高く、他には「刑を終えて刑務所を出所した人の就職が決まらないことは問題だ」という意見についてどう思うのか聞くと、問題だと思うという回答が若年層で少ないという結果でした。いわゆる自己責任論に依拠したような回答が結構みられました。

いじめや、刑を終えた人の就職といった問題は、社会の問題ですが、それを個人の問題として見るというような回答が、若年層で目立つという特徴が見られました。

ですから、今回の意識調査では、それが現在どうなっているのかについても把握していければと、思っております。

若年層の参加のことが出ていますが、これは岸和田市だけの話ではなく、全国的な傾向となっています。

今回の報告で感想を見ると、9割の方が満足していて、「よかった」、「理解が高まった」とアンケートで回答していますので、企画自体は良いと思っております。

来た人は満足していますが、来てない人にはそれが伝わらないわけです。

だから来てもらわないと話にならないけれども、特効薬がなくて困っているわけです。

ヒントとなるかどうか分かりませんが、私が大学で長く学生と接してきて、感じたことを紹介したいと思います。学生たちに高校までの人権教育はどうだったかと聞くと、面白くなかったという学生が非常に多いです。差別はいけないというわかり切った結論ばかりを繰り返すだけで、なぜ差別がなくならないのかというようなところは教えてもらえなかったと。

こうした学生たちがそのまま社会人になったら、人権の集いというのがあるとしても、また同じ話だろうと、参加につながらないわけです。

ですので、学校教育の段階で人権に対する関心を高めるとともに、人権は自分にも関わる問題だという自覚を持てるような教育をしていけば、社会人になっても、いろいろな機会に参加してみようとなり、そこで色々な人権の情報に接して、さらに理解が深まったという満足度が得られれば、また次回も行こうといった、いわば良循環になっていきますが、いま現在はどうかというと、行くという行動に繋がっていない、最初の入り口のところで止まっています。

ですので、学校教育で、他人ごとではない自分ごととしての人権問題というような気づきに繋がるような、教育の取り組みが大事と思っております。人権教育の充実について、この審議会でも議論を重ねていければなと思っております。

委員

私は事務局から説明のあった12月7日の市民の集いに参加しました。今年はトーク&コンサートとなっていて音楽と人権についてのお話でした。

クラシック音楽の背景には人権にまつわるエピソードが含まれていると、この講演での説明で初めて知って、良い気付きとなりました。

この様な講演を聞かないのは、もったいないと思いました。

ですので、もっと学校で同じような取り組みを、小中学生や高校生を対象に実施したら良いのではと思いました。

学生達の身近な音楽の背景にある、人権に関する作曲者の想いや背景についてのお話は、子ども達にとっても興味のあることと思います。そして、面白くない、ハードルが高いと思っていた人権について、少しでも興味を持ってくれたら、次につながると思います。

会長

はい、ありがとうございました。

他にご意見はありますか。

委員

会長のお話から、若年層の色々な意識について知ることができました。

人権教育の中で、これまであった迷信にこだわらないとか、あるいは多様な意見を持つことを認められるような、子どもたちが増えたというのは、人権教育の成果だと思います。

しかし、それが卒業した後に続かないのは、学校教育の中で人権というのが、自分事であるという意識を高める学びや、あるいはこの世の中を変えていく主体は自分自身だという思いに立てるような学びが、少ないからではないかと思っています。

教育の充実もそうですが、若者を呼び集めるための手だてではなく、社会人になってもつなげていけるような、人権教育のありようをしっかりと考えていることが大事じゃないかと思いました。

会長

次に、事務局より実績報告の続きとして、資料2-2の報告をお願いします。

報告の後で、資料2-1、2-2について質問を受けたいと思います。

それではよろしくをお願いします。

事務局

(②令和6年度実績報告について(資料2-2)についての説明)

会長

ただいまの報告、それから先ほどの資料2-1についても結構です。質問はありませんか。

委員

資料2-2のNo.66、令和5年度が4で、令和6年度が1、それからNo.89、令和5年度は3で令和6年度が1となっています。いろんな諸事情でという説明でしたが、1という評価は計画した施策を実施しなかったということになると思いますが、こういうことはあっていいのでしょうか。

事務局

本来あってはならないことと考えています。プランの各施策につきましては、すべてにおいて取り組みを進めなければならないと考えています。

このようなことが本来はあってはいけませんので、今後このようなことが無いように取り組みを進めていきたいと考えております。

会長

他にいかがでしょうか。

委員

資料2-1の46ページ、No.181ですが、アンケート用紙の性別欄についてですが、他の審議会で、この性別欄についてその他の項目を設けることを提案させていただきました。

性別欄を男性・女性・その他とすることについて、当時は男か女だけでなく、多様な性について触れるべきということでそれを提案しましたが、今ではその他という言葉に、排除をイメージするようなものがあると思うので、答えたくないとか、回答しないというふうな項目にしてある自治体も随分と目立ってきています。

このようなことも含めて来年度の意識調査の際には検討お願いできればと思っています。

会長

はい。調査票の検討のときに議論したいと思います。

他にどうでしょうか。

委員

資料2-1、2-2に共通してお伺いをしたいのですが、資料で達成度が低い取り組みとして、事業所関係の取り組みの達成度が低くなっていました。

だいたい事業所関係の研修会の実施について、資料2-2ですと、3年分の評価が並んでおりますので、そこを見ると大概変化がなく、3、3、3といった達成度が多く見受けられます。

先ほど委員がおっしゃった、学校教育と社会をつなげる取り組みが必要だということも関連しますが、一番新しく、かつ強制力を持って学ぶのは、職場だと思っています。ですので、事業所での人権研修がちゃんと実施されることはとても大事だと思っています。

事業所への取り組みについて、今後どのようにお考えなのか。方向性があれば教えて欲しいと思います。

事務局

市内事業所との関わりとしまして、岸和田市人権啓発企業連絡会等に参加されている事業所を対象に、人権研修を毎年実施しています。

ただ、実態としまして、研修会に参加いただいておりますのは、おおよそ20社程の参加にとどまっています。

研修会への参加が少ないのは岸和田市の1つの課題と考えています。

このため、法律の制定や改正といった時事問題を取り上げ、事業所で興味・関心を持って参加してもらえるような、研修会にしていく取り組みについては、今後も続けていきたいと考えています。

委員

そういう方向で進めておられるのは、よかったです。私も、企業の研修会に、協力をさせていただいたことがあります。その時の人数もそんなに多くはなかったと思います。ただ、やっぱり事業者さんの方も、興味・関心がある、例えば、障害者差別解消法で事業所の合理的配慮が義務となりましたが、そういった研修相談が増えていますので、ぜひそういったニーズを掴んでいただいて、それを出会う機会にさせていただければという希望を述べさせていただきます。

会長

はい。どうもありがとうございました。他にございますか。

委員

資料2-1、施策 No.117 や No.118 で達成度が横棒になっていますがどういう趣旨か教えていただけますか。

事務局

資料2-1の達成度が横棒になっている箇所がいくつかございます。No.117 でご説明しますと、今年度各課において、障害のある職員が配属された際に、様々な配慮を行っていくという趣旨で計画を立てておりましたが、配属された職員に配慮を必要とする職員がいなかったということで、取り組み実績が無く、評価できないため横棒を記載しています。

会長

他にございますか。

委員

市職員に対してのお話で、市民の一人として感じたことがあります。少し前に、岸和田市の市議会の傍聴にいきました。その時に、聴覚障害の方が、手話通訳を、議会の職員に希望したところ、「今まで前例がないから」と言われました。結局は、別の担当課にお願いをして、手話通訳してもらいましたが、議会の傍聴を希望する聞こえない人がいた場合に、傍聴できるよう、体制の整備をしていただきたいと思っております。市民が参加するのを、妨げることが無いよう体制を整えてもらいたいです。

(※後日、確認したところ、傍聴希望の連絡をいただいた議会の担当部署から、手話通訳者の派遣依頼を行ったとのことでした。)

会長

今、ご指摘の点ですが、今回の実績報告では記載がありませんが、もし上がってれば、達成度が1点で一番低い評価になっているということになりますので、そういった意味では漏れがあったということにもなりますので、事務局の方で考えていただきたいと思いません。よろしくお願いたします。

事務局

今、委員よりいただいたご指摘につきましては、事務局の方で把握できていませんでした。以前も本審議会で、様々な方が情報を受け取れるように、市で作成する通知や案内に、必ずFAX番号やメールアドレスを入れる等の配慮をするようにと、ご意見いただきました。

そのご意見を受け担当課から、庁内各課への通知などを行いました。今、それがまだできていないというご指摘をいただきました。

このため、今年度中に、今一度、庁内各課へ通知を行い、様々な方が情報を受け取れるような取り組みの依頼を行いたいと考えています。

会長

よろしいでしょうか。

委員

他にもお伝えしたいことがあります。

それは選挙の話で、聴覚障害の人が、立候補者の話を理解する方法について、担当課に行ってお話しました。まず言われたのが、立候補者が、自分の話を聞こえない人にわかってもらおうと思ったら、手話通訳をつけるなどの方法があるが、予算に関しては、法的に決まっているので、限界があるということと、通訳者を準備するかどうかは、候補者の判断に任ずることになると言われました。

候補者が聞こえない人に対して理解があって準備しますということになれば通訳をつけてもらえると思いますが、やっぱり全てのお話を聞こうと思ったら、お金が必要ということで、お金を持っている立候補者は通訳を準備できるが、お金がない立候補者は、準備できない。そういう差が出てくると感じています。

あとは、素晴らしいなと思ったことが1つあって、投票所での障害者に対する配慮はどうされているか聞いたところ、担当課では、コミュニケーションボードを作ったというふうに言っています。それはいいことだと、素晴らしいことだと思います。ですけども、実際の投票所にはそれが無いのです。もったいないですね。そういう良い取り組みをやっているけれども、きっちりそれが広がっていない。広がっていくことが大切だと思っています。

会長

ご指摘ありがとうございます。そういったご指摘がないと全く気づかないことが、多々あるかと思えます。非常に貴重なご意見だと思いますので、ぜひそれが、反映されるように、事務局で検討をお願いします。

続きまして、次第の審議の①令和7年度重点施策について、事務局からご説明よろしくお願いたします。

事務局

(審議①令和7年度重点施策(資料3)についての説明)

会長

今、説明がありました重点施策、3つですが、これに関する意見ですね。例えば他にもこういうのを取り上げたらどうかといった意見も含めて、今の説明に関しまして、ご意見、ご質問ございますか。

委員

今、事務局から案の説明がありました。3つとも非常に重要なことだと思いますが、私の1つ提案というか意見です。最近、芸能人や政治家の女性問題が発覚しています。これは男性の人権感覚の問題と思っています。やはり男中心の社会になっていると思います。

そこで令和7年度、市民の意識調査も行われるということですので、岸和田市が他の市町村に先駆けて、女性の人権問題に正面から向き合うというのはいかがかなと考えます。そうすることによって、他のLGBTや、部落差別等を含む、マイノリティーの立場の人たちに対する市民の接し方あたり方そういうのにも、好影響を与えたいと思います。

そのためには、先ほど他の委員や会長もおっしゃっていましたが、保育所、幼稚園、小学校、中学校の教育は特に大切じゃないかなと思います。

ある程度、年齢を重ねると、どうしても、頭が固くなってしまい、男はこうで、女はこうという、固定概念をもってしまいますので、やはり人権が尊重される世の中を作るためには、保育所、幼稚園、小学校、中学校での教育が大事だと考えます。

ところが、学校現場というのは、かなり忙しいという現実があります。そこで、学校現場でも精一杯頑張ってもらわないといけません。行政でも、様々な先進都市のやり方を調査研究していただいて、良い取り組みがあれば、学校現場に提案して、学校で人権意識を高める啓発をしてもらえたらなと思います。

先ほど会長からお話がありましたが、どうしても人権教育というのは、固くなりがち、建前で終わりがちかと思えます。また岸和田市でも、いろんな問題がありましたし、これを今後にかすように、女性問題、女性の人権について、ピンポイントでやっていただけたらどうかと思えます。

会長

ありがとうございました。

資料3にありますように、この重点施策の決定は、人権施策推進本部の幹事会で決定するというになっておりまして、今この場で我々が決めるということではないのですが、この幹事会に、審議会でこういった意見が出たと、あるいはこういった提案があったということは伝えることができますので、皆さんからご質問も含めてですけども、ここに重点を置いてはどうかというような、そういったご提案も出していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。はい。どうでしょうか。

委員

今年、デフリンピックという、聞こえない人にとってのオリンピックが、日本で初めて開催されます。

今年のデフリンピックは初開催から100年目の節目の年になり、周りの方に理解を深めるといういい機会になると思っています。

岸和田市にゆかりのある方もデフリンピックに選ばれる方がおられると聞いております。岸和田市では今までに、オリンピックに出場した人や、パラリンピックに出場した人は、今までないと聞いています。

今回、デフリンピックに岸和田ゆかりの人が選ばれたなら、ぜひ市民の皆さんにお祝いしていただき、それをきっかけに理解を深めていただければと思います。

会長

ありがとうございました。

他にどうでしょうか。それでは、私からの質問ですが、ここで事務局案として挙がっているNo.25です。様々な立場の人の社会参加に向けた取り組みは、当然、先ほど委員からご指摘のあった選挙の手話通訳をつけたり、議会の傍聴というのも当然、社会参加ですから、それはここに入ってくると解釈していいですか。

事務局

様々な人の社会参加に対しての取り組みというところでございますので、この施策の内容に入ってくるものかと考えております。

会長

はい。他にどうでしょうか。

委員

この事務局案にあります、施策No.1です。市職員・教職員の研修のテーマは、この推進

本部幹事会で決めるということですか。

事務局

幹事会で決めさせていただきますのは、各取り組みの内容ではなく、まず No. 1 の施策を重点施策として、来年度取り組んでいくのかどうかを決めることとなります。

幹事会において重点施策として決定しましたら、各担当課の実務担当者に、これらの重点施策などを踏まえた上で、令和7年度の実施計画を立てるように依頼します。ですので、研修テーマは各担当課で計画を立てる際に決定することになります。

委員

それでは審議会からの意見として、女性に対する人権問題についてであるとか、インターネット上の差別における情プラ法の策定について、ぜひテーマとして挙げていただきたいということも、事務局の方から提案いただけたらと思います。

会長

はい。

他にどうでしょうか。はい。お願いします。

委員

この事務局案に賛同しつつですが、No. 1 の課題の表現に追記をいただけたらという提案です。今は、「一人一人が各人権課題について自分ごととして意識し、他者の権利を侵害しないために」というふうになっていますが、自分ごととして、各人権課題を意識しようと思ったら、まず自分に人権があるという理解がないと、なかなか自分ごととはならないと思います。

この表現のまま、各担当課で計画を作ると、他者の権利を侵害しない事を中心とした、何かをしないとといったネガティブ思考になってしまうと思います。

そこで、自分の権利も守る。他者の権利を考えることは、自分の権利を考える、自分を守るというようなポジティブなイメージで進めていただければと思っております。

会長

ありがとうございました。

私から1点、重点施策の事務局案 No. 10 の各種調査における実態把握ですが、5年に1度、人権の意識調査をすることは決まっていることですので、調査を行って、その調査結果を、これからの人権施策に活かしていくのも、当たり前のことですから、わざわざ重点施策に挙げる必要はないのではないかと考えられます。それよりも市民への啓発に関する施策である No. 3 を入れるということも考えられますが、どうでしょうか。

委員

賛成です。先ほど女性の人権についてのお話がありましたが、女性の人権って、女性の人権だけを大切することだけではなく、あらゆる人、もちろん男性の人権を大切することに繋がっていくことだと考えています。

会長のご提案の通り施策 No. 3、令和 6 年度の重点施策でしたが、また同じにしてもいいと私は思います。

No. 10 は当然行われることなので、やはり No. 3 を重点施策にさせていただきたいです。

事務局

ご意見ありがとうございます。今回 3 案というのは先ほどお伝えしましたようにあくまでも事務局案です。いまいただきましたご意見を審議会の意見としまして、幹事会に提案させていただきます。事務局案と審議会でのご意見を踏まえまして、幹事会で決定させていただきたいと思います。

会長

今の事務局の説明ですが、事務局案について、審議会では No. 10 を No. 3 番に入れ替えるという意見であったことを、幹事会に伝えていただくということによろしいですか。

事務局

そのように進めてまいります。

会長

よろしく申し上げます。

そうしましたら、これで、用意していた報告と審議は終わりましたので、本審議会を終了します。